

○厚生労働省告示第百二十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月一日から適用する。

令和五年六月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表					別表				
I～V（略）					I～V（略）				
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格					VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				
品名	単位	材料価格		品名	単位	材料価格			
001（略）				001（略）					
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	<u>6,817円</u>		002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S 適合品）	1 g	<u>6,596円</u>			
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	<u>6,800円</u>		003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S 適合品）	1 g	<u>6,579円</u>			
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	<u>6,950円</u>		004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	<u>6,729円</u>			
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	<u>6,777円</u>		005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S 適合品）	1 g	<u>6,556円</u>			
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>3,077円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>3,391円</u>			
007～009（略）				007～009（略）					
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>3,781円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S 適合品）	1 g	<u>3,994円</u>			
011～069（略）				011～069（略）					
VII～IX（略）				VII～IX（略）					